

全日本学生自動車連盟

スラローム競技

[ジムカーナ・ダートトライアル]

車両規則書

第 1 章 参加車両

1. 全日本学生自動車連盟(以下 AJSAA)および各支部が主催する大会に参加する車両は、2002 年 1 月 1 日時点以降、新車販売されており、かつ、新車販売開始後 10 年以上経過した 1600cc 以下の車両とし、自動車登録番号を有しない車両とする。
なお、上記該当車両の例示を別表に示す。別表に記載されていない車両を参加車両として希望する場合は、連盟本部に問い合わせること。
2. 車両規則は、当該年の JAF 車両規則に定義されるスピード SC 車両を基本とし、本車両規則で規定する事項については、本規則書を優先し適用する。
3. 参加車両は、純ガソリン車の 2 輪駆動でエンジンの気筒容積が 1600cc 以下（過給器は認めない、ロータリーエンジンは禁止、HV,PHV,EV 等を除く）とし、オープンカーはジムカーナのみ認める。
4. 参加車両は以下に規定される技術規則に合致したものとする。
5. 参加車両は大学もしくは自動車部の所有のものとする。また、大会会場へは積載し運搬すること。
6. 競技車両の両側面に大学名を表記すること。容易に識別可能な字体・大きさ・色で表記すること。ビニールテープ等で簡易的に制作したものは認められない。
7. 以下の規定に従い、永久ゼッケンを表記すること。
場所：車体両側、ボンネット上面、後方のナンバープレート装着位置またはそれに準ずる位置。
大きさ：1 文字あたりの大きさは、車体側面およびボンネット上に使用するものについては縦 27cm 横 18cm 以上、ナンバープレート装着位置またはそれに準ずる位置に使用するものについては、縦 10cm 横 8cm 以上のものが望ましい。
形状：容易に識別可能な字体・大きさ・色で表記すること。

第 2 章 技術規則

第 1 条 一般規定

1. けん引用穴あきブラケット

- (1)すべての車両は、前後に、けん引用穴あきブラケットを備えなければならない。

これらは、各車両用として装備されているけん引部分、純正の緊急用けん引工具も認められるが、けん引部分がバンパーの外観より出ており、車体が地面に着いた場合でも有効であること。

新たに金属製のけん引用穴あきブラケットを装着する場合は、当該年度の JAF 車両規則第 3 編 第 1 章一般規定けん引用穴あきブラケットの要件を満たしていること。(材質はスチール)

なお、ダートトライアル競技を除き、可倒式、および JAF の規定を満たすケーブルフープ式も認められる。

- (2)牽引ブラケットは黄色、オレンジあるいは赤色に塗装されていること。(純正品も含む。また、ボデーと同色でないこと)

第 2 条 安全規定

1. シートベルト

- (1)安全ベルトはワンタッチ式ハーネスタイプ 4 点式以上 (6 点式を推奨する) として材質、取り付け方法などは、JAF「第 4 編ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要領」に従うこと。
- (2)過去に一度衝撃を受けているもの、ベルト部にほつれのあるもの、バックルプレートに著しい錆び、損傷のあるものの使用は認められない。

2. ロールケージ

- (1)すべての車両に 6 点式以上のロールケージの装着を義務付ける。材質はスチールであること。(ダートトライアル競技においては 1 本以上の斜行バー必着、運転席側サイドバーの装着)
- (2)乗員保護の為、メインロールバーより前方の部位に関しては、乗員の接触するおそれのある場所が緩衝材 (ロールバーパット) で覆われていること。

3. 燃料タンク

- (1)自動車製造者がその形式に、標準仕様として取り付けられたものとする。

4. バッテリー

- (1)バッテリーの設置位置は自由とする。
(移設する際は当該年度の JAF 車両規則書に従うこと)
- (2)バッテリーの+端子は、テーピング等により確実に保護されていること。

5. 配線、配管

- (1)車室内を通る、露出した配管・配線は暫定的な取り付けでなく、コルゲートチューブ、グロメット、絶縁テープ、純正のファスナーやステー等を用い確実に固定、保護されていること。(アルミテープによる保護は禁止)

6. エアバッグ

- (1)エアバッグ装置は、取り外し、又は作動しないようにしてあること。

第 3 条 エンジン

1. エンジン本体

- (1) エンジンの改造は、生産者と同一メーカーの純正部品を使用した、交換、調整、加工以外は認められない。
- (2) オイルパン・バッフルの加工、取り付けは自由。

2. エンジンの搭載

- (1) 車両と同一の製造者の生産エンジンであれば、別車種のエンジンに変更し搭載することができる。ただし、本規則書第 1 章の規定に合ったエンジンであること。

3. ECU (エンジンコントロールユニット)

- (1) ECU は自由とする。

4. 吸気装置

- (1) 吸気装置は、自由とする。

5. 排気装置

- (1) 排気装置は、エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由。ただし、触媒装置、サイレンサーの装着は義務付ける。
- (2) マフラーは車体よりはみ出さないこと。

6. 冷却装置

- (1) 冷却装置は自由とする。

第 4 条 シャシ

1. 最低重量

- (1) 最低重量に関しては計測しない。

第 5 条 駆動装置

1. フライホイール、クラッチ

- (1) フライホイール、クラッチは自由とする。ただし、カーボン（炭素繊維素材）は禁止とする。

2. トランスミッション

- (1) トランスミッションは生産者と同一メーカーの純正部品を使用したものとし、交換、調整、加工以外は認められない。

3. 最終減速機

- (1) 最終減速機は生産者と同一メーカーの純正部品を使用した、交換、調整、加工以外は認められない。LSD の装着は自由。

第 6 条 ブレーキシステム、ペダル類

- (1) 自由とする。ただし、同一のペダルによって作動する二重回路であること。

第 7 条 サスペンション

1. スプリング、ショックアブソーバ、スタビライザー

(1)自由とする。

2. アーム、ブッシュ類

(1)自由とする

第8条 タイヤ、ホイール

1. タイヤ

(1)一般市販タイヤであること。

(2)ジムカーナにおいては当該年度のスラローム競技規則書の規定に従うこと。

(3)タイヤの修正（ピックアップの除去等）、加工は自由とする。

ただし、溶剤塗布等を行わないこと。車両装着状態での作業は禁止する。

(4)スパイクタイヤは禁止とする。

2. ホイール

(1)ホイールスペーサーを含み、自由とする。

第9条 バンパー、グリル、ボンネット

1. バンパー、グリル

(1)先端が尖っていたり、鋭い部分がなく、基本車両の全長に対してプラス 10 cm以内、前後各々5 cm以内の範囲内であることを条件として、スポイラーと一体式のものを含み、バンパーグリルの材質変更、交換、変更、加工は許される。ただし、カーボン（炭素繊維素材）は禁止とし、バンパー全体の表面積に対して 50%を超えて、車体本体（モノコック等）部分が露出してはならない。

(2)リーンホースメントは自由とする。

2. ボンネット

(1)ボンネットは材質変更することができる。ただし、カーボン（炭素繊維素材）は禁止とし、当初の外観形状、十分な強度を保持していること。エアの取り入れ、取り出し用エアスクープとの一体成形は許される。

(2)加工を行うことができる。ただし、表面積全体の 50%を超えてはならず、かつ、十分な強度を保持していること。運転者の視界を妨げないこと。

(3)前後 4箇所以上の締め具（ヒンジを含む）を必要とする。（常に開閉可能な状態であること）

(4)既存の開閉装置（ボンネットオープナー）は作動しないように処理すること。

3. トランク

(1)トランク（リヤゲートを含む）の変更は禁止とする。

(2)前後 4箇所以上の締め具（ヒンジを含む）を必要とする。（常に開閉可能な状態であること）

(3)既存の開閉装置（トランクオープナー）は作動しないように処理すること。

4. ライト類

(1)ライト類は、保安基準を満たしていれば、変更、交換は自由。

(2) 前部霧灯の取外しは許される。

第 10 条 車体

1. フェンダー

- (1) 車両の全幅からプラス 10 cm の範囲、左右各々 5 cm 以内であれば、車両各々の側面にオーバーフェンダーを取り付けることができる。その材質は自由とする。ただし、フェンダー本体を他の材質に変更することは禁止とする。
- (2) タイヤ、ホイールが車両回転軸を通過する垂直線の前後に、回転軸中心から計測して、前方に 30 度、後方に 50 度以上の範囲において、はみ出してはならない。

第 11 条 車載カメラ、GPS ロガー

- (1) 車載カメラ、GPS ロガーの取り付けを認める。
- (2) 固定に関しては、暫定的なものではなくステーをボルト留めする等確実に固定されていること。
- (3) ロールバーに取り付ける場合、ロールバーへの穴あけ等、加工は一切禁止する。

第 12 条 電子制御装置

ABS、TC、ESP、DSC 等、各種電子制御装置の変更、交換、取り付け、取り外しは、配管、配線を含み自由とする。

付則

本規則書の適用は、ダートトライアル競技においては 2024 年度から、ジムカーナ競技においては 2026 年度から実施する。

2023 年 1 月 21 日 改定

2023 年 12 月 1 日 施行

